

板橋区における特定随意契約の公表に関する要綱

(平成 25 年 10 月 29 日区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、板橋区が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(対象となる契約)

第 2 条 特定随意契約の対象となる契約は、板橋区契約事務規則第 65 条第 2 号に該当するものとする。

(名簿の作成)

第 3 条 特定随意契約の対象となる事業者について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課の長は、特定随意契約対象者一覧を作成し、対象となる物品又は提供できる役務を明記するものとする。

- (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所において製作された物品及び提供できる役務 福祉部障がい政策課
- (2) シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合から提供できる役務 健康生きがい部長寿社会推進課

(契約締結前の公表)

第 4 条 特定随意契約の締結を予定している課又は所の長は、当該契約の申込みの誘引を行う 5 日前までに、次に掲げる事項を公衆の閲覧に供するものとする。

- (1) 契約内容
- (2) 契約予定時期
- (3) 契約の相手方の決定方法
- (4) 選定基準
- (5) 申込方法その他必要な事項
- (6) 所管課名

2 前項に規定する公衆の閲覧は、区ホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。

(契約締結状況の公表)

第 5 条 特定随意契約を締結した課又は所の長は、契約締結後、速やかに次に掲げる事項を公衆の閲覧に供するものとする。

- (1) 契約内容
- (2) 契約締結日
- (3) 履行期限
- (4) 契約相手方の名称及び所在地

- (5) 契約金額
- (6) 契約相手方の決定理由
- (7) 所管課名

2 前項に規定する公衆の閲覧は、区ホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。

(公表する期間)

第6条 第4条及び前条における公表は、当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、特定随意契約の手続きに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。